

平成26年9月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

日付：平成26年10月8日

質問者 良知淳行

答弁者 義務教育課長

項目「補助教材」

「質問」

（補助教材に関連して）公務員の倫理をどのように捉えているのか。教職員の倫理規定は定められているのか。

「答弁」

大きく捉えれば、公務員に求められる規定は国も県も変わらない。国及び県には倫理規定がある。市町では静岡市、浜松市において倫理条例が定められていると認識している。国家公務員と地方公務員の職責に応じた倫理の違いはある。地方公務員法に基づいて定められている。

「質問」

300人強の教員が兼職兼業の許可申請を出して、㈱静岡出版文化会の補助教材の作成に携わり、報酬を受けて、知見を㈱静岡教育出版社のみに提供していることについて、どのように考えているか。

「答弁」

地方公務員特例法第17条の規定により、教育公務員は「教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命責任において認める場合には、給料を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業に従事できる」とされ、市町の許可を受けた上で、受理している。人数について県教育委員会としては、把握していない。

「要望」

職員は職務上知り得た情報を用いて、県民の一部に対してのみ有利な取り扱いをしてはならない。勤務時間外においても同様であるので、気を付けて頂きたい。

「質問」

公聴会はいかなる組織か。校長会設置の法的根拠は。校長会が補助教材作成の参加職員の配分を決め、教職員の参加を促すのであるならば、職務命令に当たるのではないか。

「答弁」

校長会の設置の法的根拠はない。任意団体である。市町の教育長組織も任意団体である。従って、校長からの（補助教材作成の）依頼は職場上の関係での依頼となる。

「質問」

補助教材作成は、本来、公務として参画していくべきである。成果については幅広く活用すべきである。特定の私企業、出版文化会に有利な取り計らいをすべきでない。

「答弁」

補助教材の研究開発をされているところと出版しているところは別組織である。利益相反関係にあたるのではない。また、勤務時間外で行われている。とはいえ、一般県民の方から疑念を抱かれることについては、真摯に受け止めるところである。

「質問」

出版文化会に現職校長が3名、理事になっていることについてどのように考えるか。（理事になる）承認に当たっては、市町の議会の承認などを得ているのか。

また、校長会は現職の校長のみなのか。5月に地方公務員法が改正されて、「離職後、2年間は元の所属への働きかけができない」とされた。実際、退職した校長が学校に出向き、（補助教材等の）説明を行いと聞いた。（このような状態で）この法律の施行まで、準備が間に合うのか。

「答弁」

市町の承認を得ている。校長会は現職のみである。施行まで2年間。この補助教材のしくみに関わってくるものと考えている。法律の規定であるので、間に合うように準備する。

「質問」

議会資料と追加資料で補助教材のパーセンテージの違いがあるのはなぜか。

「答弁」

追加資料は分野別で、一部の教材を示した資料であり、分野によっては（占有率）が多いものがある。議会資料は全ての教材の割合であるため、一部の教材を示した追加資料とパーセンテージは違う。

「要望」

これまで、教職員を守りたいという気持ちで細かいところまで、言及した。現職の教職員の中には（法規を）知らないものもいる。義務教育課長として、しっかりと職員を守っていただきたい。